

令和4年度

高槻市農地等利用最適化
推進施策等に関する意見

令和3年10月4日

高槻市農業委員会

令和4年高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見

わが国の農業において、農業者の高齢化や後継者不足が叫ばれるようになって久しい。本市においてもそれは例外ではなく、大都市への一極集中の煽りを受け、農業の後継者が流出し、高額な農業用機械の更新費用も相まって大変厳しい状況を迎えており。本委員会が市内の農業者の実態を把握し、農地の利用集積の推進に繋げるため、令和2年度に実施した「農地の利用に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）において、市内全農家の8割に相当する約1,800世帯から回答をいただいたことからも、市内の農業者の今後の営農についての関心の高さが表れており、その回答からは切実な状況が見て取ることができる。

アンケート調査では、農業経営の縮小・廃止を余儀なくされていく理由として、多くの農業者が自身の年齢や体調に加え、後継者がいないことや農業用機械の更新に掛かるコストを不安として抱えていることが浮き彫りとなった。地域においては、これら課題に対して、農作業受委託組織の創設や農業用機械の共同化等に取り組むことで対応しようとする動きもある。市におかれても関係機関と連携し、本市の農業を取り巻く諸問題を開拓するため、農業者を取り巻く実情に応じた施策の実現や国等の動向を見据えた情報提供に取り組まれたい。

高度経済成長期に急速な発展を遂げた本市において、農地は食糧生産のみならず治水や住環境の保全等の役割を果たし、本市の魅力ある街づくりに寄与してきた。本委員会としても責務である農地の適正な利用に全力で邁進することにより、本市の農業の維持、そして発展に向けて取り組んでいく所存であるが、今後更に本市が多様な価値観を満たすことができる街として持続的な発展をするためにも、農地を支える農業者への支援が一層拡充されることを期待したい。

以下、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展のため、令和4年度の農業施策の立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

令和3年10月4日

高槻市長
濱田 剛史 様

高槻市農業委員会
会長 橋長 俊彦

1 都市農業振興施策全般について

昨今、本市においても自然災害が相次ぐ中で、農地の有する防災面を始め、多様な役割が改めて評価されているところである。しかし、この流れと逆行するように、農業経営の非採算性に起因する後継者不足や農業用機械の老朽化により、市の各種農業施策による支援はあるものの離農する者や営農を縮小する者が後を絶たない。また、営農を維持しようと取り組む者の中にも、近年の異常な高温の影響で、本市の主要な農産物である米を今後も品質、収量ともに維持し、栽培し続けることができるのか不安を覚えている者が少なくない。

農業者が今後も営農を継続していくため、以下に都市農業振興施策全般について意見を取りまとめた。

①生産緑地法の改正に伴う対応

生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設され、令和4年から運用が開始される。市内の生産緑地の大部分は今年9月をもって、申請期限を迎えるものの、来年以降が申請期日となる生産緑地も依然存在するため、市においても制度の利用促進や利用を希望する農業者のスムーズな手続きのため、農業者に寄り添った周知活動や指定に引き続き取り組まれたい。

②受託組織に対する支援

担い手不足を一因として、遊休農地が増加しており、雑草の繁茂や害虫の発生源となることで近隣の営農にまで支障をきたす事態が生じている。地域においてもJAたかつきと連携し、担い手の育成や受託組織の結成に取り組んでいるものの難航しており、市においても、行政主導型の制度づくりや補助金の条件緩和も含めた支援を検討されたい。

③農業用機械共同化に対する支援

農業用機械の共同化に対する支援について、現在は大阪版認定農業者に対する支援制度を活用し実施されているが、この制度の対象外となる地域共同事業及び個人受託事業に対しても市の施策において支援を検討されたい。

④農業経営を継続していくための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に対し働きかけるとともに、免除の確定までの期間については、後継者が不足している現状を鑑み、現在の終身から20年に短縮されるよう働きかけられたい。また、優良農地に対しては、相続税や固定資産税等の税負担がさらに軽減されるよう、国等に対して働きかけられたい。

⑤優良な担い手の確保に向けた取り組み

これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化が進み、離農や営農規模縮小が進む中で、市内の遊休農地も増加傾向にある。地域や関係機関と連携して、優良な担い手の確保や育成等の支援に取り組まれたい。

⑥農業者との積極的な意見交換の実施

都市農業の重要性に鑑み、地区実行組合長会と行政との意見交換を積極的に図るとともに、小規模農家に対する営農活動への支援に取り組まれたい。

⑦高温障害対策

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われているなか、近年高温状態が続いている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が続々と開発されている現状にある。市においては、昨年度の回答で産地品種銘柄「にこまる」を設定している旨の回答をいただきましたが、その後の取り組みについて伺いたい。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

都市で円滑に農業を営んでいくためには、地域住民の農業への理解がとりわけ必要不可欠となる。住民が農業に触れ、また、地域で採れたものを地域で消費することを通して、農業者と住民の交流を深めていくことも肝要である。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の煽りを受け、朝市を始めとして様々な催しが中止・規模縮小を余儀なくされており、農業者と住民との間でこれまで紡がれてきた交流が希薄化していく恐れの中にある。

以下に地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について意見を取りまとめた。

①学校給食における地産地消の推進

学校給食において、地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに地域の良き食文化を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。また、地産地消を推進し、地域農業活性化を推し進めるという観点からも、地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の使用枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現するよう支援されたい。また、市において学校給食での高槻産農産物の使用に取り組まれているが、学校以外の公共施設での使用についても検討されたい。

②学校学習田支援事業について

学校学習田事業は、昨今、新型コロナウイルスの影響により例年通りの事業実施は困難ではあるが、子どもたちに食の大切さを教えるのみならず、農地が地域の良好な都市環境の形成や景観の維持等多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会でもあるため、今後も事業を継続していくために補助を継続・拡大されたい。

また、新型コロナウイルスが蔓延する中での実施について、地域または各校の判断に委ねられ、各々の地域では非常に難しい決断を迫られていました。本事業に対する市全体としての基本的な方針を事業主体である教育委員会において示されたい。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

農道や農業用水路等の農業施設を整備することは、農作業の効率化に繋がり、担い手が減少する中で、地域の農業を存続させていくためには必要不可欠である。また、農業施設の老朽化による機能の低下は、農作業にかかる労力を増大させるだけにとどまらず、農作業上の事故の一因ともなっており、農地の耕作を断念する要因の一つとなっている。

農業者が今後とも営農を継続していくため、以下に、農地保全に向けた農業施設の整備等について意見を取りまとめた。

①農道や水路等の整備

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展のためには欠かすことのできない基盤であるが、老朽化や近年相次ぐ自然災害による甚大な被害により、安全性を欠き、利用に支障をきたす場面も多く見受けられる。これら施設の整備や補修に係る予算の拡充を行い、関係機関と連携して必要な点検作業や保守管理を徹底するなどの支援に取り組まれたい。

②農業基盤保全事業の利用推進

農業施設の老朽化については、地域においても計画的に農業基盤保全事業を活用し、整備を実施しているものの、実施できていない施設も多いのが現状である。市においてもさらなる補助の拡充を検討されたい。また、農業経営のより一層の効率化を推し進めるため、農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額を撤廃されたい。また、中山間部には棚田の農地も多くあることから、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の工事であるという要件を見直されたい。

③農業用水の確保対策

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、地域からの要望に応じて、井戸の新設に対して支援されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農

業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

④農地の地力の増進への支援

安全・安心な農産物を生産する基本は地力の増進である。レンゲは緑肥として極めて有効なだけではなく、地域住民の憩いの場として良好な住環境にも寄与している。現在も希望者へ種子の配布を実施されているものの、要望数量に足りておらず、さらなる支援の拡充を実施されたい。

⑤小規模な農地の集約化事業の推進

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市において創設されたが、さらなる農業者に対する本制度の周知を通じ、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

有害鳥獣による農業への悪影響は、単に農産物の被害のみに留まるのではなく、農業者に対して、その対策に多額の資金や労力の投入を余儀なくさせ、大きな負担となる点にある。また、丹精込めて育てた農産物が食い荒らされることは、農業者の耕作意欲を大きく低下させる原因となっている。有害鳥獣による被害以外にも、ゴミの投棄等による被害は農空間を取り巻く良好な環境を害するのみならず、ガラス片等による怪我や農業用機械の破損といったリスクをも内包している。農業者の耕作意欲を高め、今後も農業を継続していくためには、良好な営農環境が形成されることが不可欠である。

以下に農空間を取り巻く良好な環境の形成について意見を取りまとめた。

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲の増進となるよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策を謳う本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

- (I) 市において従来から実施してきた有害鳥獣対策事業の予算を増額し、各種補助施策について、一律5割の補助を実現されたい。
- (II) 有害鳥獣の被害対策として防護柵の設置にあたり、補助の拡充に取り組まれたい。また、電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費、既存防護柵の補修等にも補助範囲

を拡大されたい。

- (III) 有害鳥獣の防除対策として捕獲檻の設置にあたり補助の拡大に取り組まれたい。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可若しくは監視機能付囲いわなの設置に向け取り組まれたい。
- (IV) 近年はサルやカラス等の従来の柵やわなでは対処できない鳥獣による農産物の被害が増加傾向にある。特にサルによる被害に著しく防除対策を至急強化されたい。
- (V) 農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するように多岐にわたっており、地域によって被害状況も異なる。そのため、市においても地域における被害状況を調査した上で、効果的な対策を実施するとともに、捕獲対象の有害鳥獣に、近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシン等を追加指定する等の対応を実施されたい。

(農産物に被害をもたらす鳥獣)

イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

②ジャンボタニシの駆除について

ジャンボタニシの生息域が市北部に広がりつつあり、水田の被害も年々増加している。現在は、各々の農業者で捕獲や薬剤配布等の駆除・防除作業を実施しているものの、面的な一斉駆除を行わない限り、根絶は困難である。既に他自治体では駆除に向けた支援を開始しているところもあり、早急に被害状況の調査を市内全域で実施するとともに、駆除・防除を推し進めるため、有効な防除対策の指導及び防除薬剤費の補助制度の新設を検討されたい。

③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされており、特に空き瓶やペットボトル、空き缶の投棄は、農業用機械が損壊する原因となるのみならず、農業者自身が怪我をする原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」の運用を改善し、同条例で定める「その他の公共の場所」に道路に隣接する個人の農地や山林等を含めることでそれらへの投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人名または法人名を公表できるようにする等の罰則規定を設けることで、実効性のある運用ができるよう条例改正に取り組まれたい。また、農道も含めた道路に面した農地に対するゴミの不法投棄を抑制するため、市において道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対して、新たに補助制度の創設することを検討されたい。

④農道の管理

農道での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、迷惑駐車の取り締まりや看板を設置する等の対策に取り組まれたい。

⑤農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や菱や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっているので定期的な点検と浚渫工事の実施等に取り組まれたい。さらには、地元実行組合の要望に沿って実施されている池・川・水路等の草、ゴミの回収を継続されたい。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理

農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において、除草作業を始めとした管理が行われているが、担い手の高齢化と減少が進行する中で、従来の管理方法の継続が困難になることが想定されることから、行政における恒久的な支援を検討されたい。また、市の管理する農道や農業用水路について、個人や地域において除草や清掃が行われているところもありますので、適正な維持管理に取り組まれたい。

⑦ため池の適正な管理

ため池の適正な管理に向けて、各地域としてもため池にフェンスを張り巡らせ危険を回避するために努めているところである。市においても、教育委員会や各自治会を通してその有用性、危険性について啓発に取り組むとともに、ため池の適正な管理に係る柵の修繕費用等について支援されたい。また、ため池に対するゴミの不法投棄や菱やアゾラ・クリスタタ（オオアカリキクサ）等の駆除に向けた対策に取り組まれたい。

⑧農業用水の水質保全

農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。地域において監視強化を図っているものの、市においても地元実行組合の要望に応じ、用水取水期のみならず、平時から水質検査を実施するとともに、関係機関と連携し、警告看板の設置や事業者等に対する指導を始めとした対策に取り組まれたい。

⑨良好な農空間の維持

農地やその近隣での開発にあたっては、周辺の営農に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。

⑩農業用水路の占拠への対策

市が管理する農業用水路やその側道の里道上に個人が工作物（鉄板等）を設置し、物置や植木を置く等の行為で占拠を行っており、水路掃除を始めとした地域における維持管理に支障をきたしている。維持管理のみならず、事故発生時の対応の障害にもなりうるため、市において撤去するよう指導を徹底されたい。

付帯する意見・要望

①樺田地区における山林の保全対策

樺田地区全域において、近年の自然災害による倒木が山の斜面に残されており、それらが雨風の度に崩れ、営農の妨げになる事態も度々発生している。市を始めとして関係機関の尽力により徐々に復旧を進めていただいているが、住民の生活と営農を一体的に守るべく、今後も継続して山や河川護岸の管理に関係機関とともに取り組まれたい。

②樺田地区における渓流とその付近の保全対策

樺田地域全域において、近年局地的な集中豪雨が頻発しており、渓流沿いの流木により、河川や水路が塞がれ、農産物への被害を拡大させている。土石流危険渓流における流木対策や道路沿いの倒木対策、放置竹林対策等の森林の保全対策を実施されたい。また、田能の西浦地区にある取水口が老朽化して取水が困難になっているため、改修・補修を実施されるとともに、田能地区に5か所ある溜池の耐震調査を実施されたい。

③芥川流域の浚渫工事

芥川において、土砂が堆積し、さらに、その上に雑草・雑木が繁茂することで、集中豪雨等の際には、水位が上昇しており、非常に危険である。大蔵司橋から門前橋までの間には郡家水利組合及び西野水利組合の取水場もあり、洪水時に甚大な被害が生じることも危惧されます。また、左岸には真上小学校が、右岸には阿久刀神社、素戔鳴尊神社、清福寺町、川西町等の重要エリアが密集しています。早急に浚渫工事を実施するよう大阪府に働きかけられたい。

④女瀬川流域の浚渫工事

女瀬川の降雨時における増水傾向は近年著しく喫緊の課題であるため、女瀬川とその関連の公有水路の浚渫工事を実施されたい。また、女瀬川の堤防敷の草刈を繁茂する前に少なくとも年2回実施するよう大阪府に働きかけられたい。

⑤五領地区を中心とした河川の浚渫工事

一乗寺川、三五郎川や萩之庄川等の山から流れてくる河川は泥や土砂が堆積しやすく、集中豪雨の際には水位の上昇を招くため、浚渫工事を実施されたい。

⑥芥川地区今井手水路の浚渫工事

今井手水路は、従来3年程度のサイクルで浚渫工事が行われていましたが、平成26年に浚渫工事が行われて以降、7年が経過しています。小溝も含めて地域の農業者で除草作業を始めとした管理に取り組んでいるものの、堆積した土砂の影響で雑草の生育も早くなってしまっているため、浚渫工事のサイクルを短縮されたい。また、近年の不測の災害の多さも鑑み、引き続き災害復旧予算の確保に取り組まれたい。

⑦排水機場周辺の適正な管理

第二今戸排水機場から前島排水機場までの公有水路の犬走りの整備と、雑草・立ち木の伐採を定期的に実施されたい。

⑧芥川流域の取水堰堤の補修

清水地区内にある芥川流域の取水堰堤が老朽化し、取水が困難となっているため、早急に改修・補修を実施されたい。

⑨五領地区における環境保全

五領地区は周辺に産業廃棄物処理業者が多数立地していることも影響し、農地や農業用水路の汚染が懸念される。また、農作業時の異臭やレジ袋等のゴミ・ホコリの飛来により、農業への影響のみならず健康への影響も懸念される。市においては近隣業者への指導を徹底し環境保全に万全を期していただきたい。さらには地元実行組合の要望に応じ、上牧の内ヶ池や道鶴の野川水路、前島の排水ポンプ場前、産業廃棄物処理業者周辺の水路等について、排水対策・水質検査を定期的に実施されたい。

⑩三箇牧地区における環境保全

三箇牧地区において発生している生コン業者のミキサー車の路上迷惑駐車やコンクリートの粉塵被害の問題に対して、市において事業者に対して引き続き是正指導を実施されたい。また、多数の大型車両の往来やそれに伴う道路の摩耗により、農業者、さらには近隣住民の通行にも支障をきたすのみならず、道路下暗渠の農業用水路等の破損により営農にも悪影響が広がっています。通行規制等を含めて関係機関と協議されたい。

⑪地域の特性に応じた有害鳥獣対策

(I) 横田地区において、イノシシやシカ用の捕獲檻が慢性的に不足しており、増設されたい。また、同地区では「大阪さともり活動」で里山整備に取り組んでおり、里山に緩衝地帯を整備することで、シカによる農産物の被害は減少し、伐採木も地域で有効に活用する等、大きな成果をあげている。市においても今後の里山の持続的な利用保全に対し支援されたい。

(II) 五領地区において、タケノコが盛んに生産されているが、イノシシ等による被害が年々増加している。また、河川流域に生息するヌートリアやアライグマによる被害も非常に多く、個人での対策では限界であることから、捕獲対策を強化されたい。

⑫侵略的外来水生植物への対応

三五郎川等で発見された侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイツウ）の早期根絶のため、状況確認と徹底した対策を実施されたい。

⑬新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

新名神高速道路から交通事故等を起因とする油の流出等による営農環境への影響が発生しないよう、防止対策とチェック体制が適正に実施されるよう関係機関に働きかけられたい。

⑭市道原成合線周辺の営農環境への配慮

新設された市道原成合線の周辺における圃場や山林へのゴミ等の不法投棄の防止や、農業用水路設備の維持管理に取り組まれたい。

⑮レンゲの里、コスマスロードやチューリップフェスタ事業の推進について

レンゲの里、コスマスロードやチューリップフェスタ事業等は、多くの市民に憩いと安らぎを与え、自然とのふれあいを求めて訪れる人達に楽しまれている。また、この事業を通じて農業農村の役割、農地の大切さ、あるいは自然環境、景観保全など農業が果たす多面的機能について、住民の関心を高め、地域の発展にも貢献している。新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされましたが、地域としても今後も事業の継続・発展のために取り組んでいく意向であり、市においてもより一層の支援を実施されたい。